

処 分 基 準

令和3年9月30日作成

法 令 名：盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例
根 拠 条 項：第13条第3項において準用する第8条
処 分 の 概 要：中古自動車輸出業に係る自動車の保管命令
原権者(委任先)：三重県警察本部長又は警察署長
法令の定め：
処 分 基 準： 中古自動車輸出業者が取り扱っている自動車が盗品であると疑うに足りる相当な理由がある場合に、当該自動車の保管を命ずる。 なお、「相当な理由がある場合」とは、鍵穴が破壊されている、車台番号の打刻が塗まつされている、書類が偽造されているなど、社会通念上、盗品であると疑う根拠が客観的に見て合理的に存在する場合である。
問い合わせ先：三重県警察本部生活安全部生活安全企画課 (電話059-222-0110)
備 考：